

第7回宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会
議事録

【日時】平成26年10月6日(月) 午前13時30分～午前15時30分

【場所】宝塚市クリーンセンター 3階会議室

【出席者】委 員：

No.	氏名	役職等	備考
1	わたなべ のぶひさ 渡辺 信久	大阪工業大学工学部環境工学科教授	委員長
4	たかなみ りょうへい 高浪 龍平	大阪産業大学工学部都市創造工学科助手	
6	いしかわ いちお 石川 市雄	環境衛生推進協議会 理事	
7	たなか やすひろ 田中 泰洋	クリーンセンター周辺協議会 会長	
8	ひもと じゅんこ 緋本 順子	NPO 法人 消費者協会宝塚 啓発推進部長	
10	やすだ としお 安田 壽夫	公募市民	
11	なかに おさむ 中谷 修	公募市民	
12	いのうえ ひでお 井上 秀雄	公募市民	
13	みちうえ じゅんこ 道上 純子	公募市民	

事務局：(宝塚市環境部) 酒井部長

(宝塚市クリーンセンター) 影山所長

(宝塚市環境部クリーンセンター管理課) 井上課長、肥田副課長、下坂係長

(パシフィックコンサルタンツ株式会社) 枝澤、山崎、渡部

【欠席者】委 員：

2	なかの かづこ 中野 加都子	神戸山手大学現代社会学部環境文化学科教授	副委員長
3	くろさか のりこ 黒坂 則子	同志社大学法学部法律学科准教授	
5	おざき ひさし 尾崎 久	自治会連合会 会長	
9	たかはし あやこ 高橋 章子	男女共同参画センター連絡協議会 会長	

【配布資料】

- ・ 施設整備の基本方針について 資料-1
- ・ 整備用地の選定方法について 資料-2
- ・ 事業方式について 資料-3
- ・ 新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会開催スケジュール 資料-4

1 開会挨拶

事務局： ごんにちは。定刻になりました。本日はお忙しい中、またお足元の悪い中をたくさんお集まりいただき有難うございます。第7回の宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会を開催させて頂きたいと思います。私クリーンセンターの影山と申します。本日もまたよろしくお願い致します。

それでは宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会の規則5条2項の規定によりまして本日の会議の成立についてご報告させて頂きます。審議会委員の皆さま13名の内現在8名の方おいで頂いております。後2名の方は欠席というご連絡は聞いておりませんので追って来られるかと思っております。現在8名ですので会則に則って会議が成立していることをご報告させて頂きます。

それから、5条1項の規定によりまして会議の進行は会長にお願いすることとなっております。委員会は公開であるという事を申し伝えまして、以降委員長の方で進行の方をよろしくお願いを致します。

渡辺委員長： ではただ今から、第7回の宝塚市新ごみ処理施設整備基本構想検討委員会を開催いたします。皆さまには本日お忙しい中、また台風で大変だった方もいらっしゃるかもしれませんが、ご出席いただきまして有難うございます。傍聴についてご報告があるそうです。

事務局： はい。傍聴希望が1名いらっしゃいます。

渡辺委員長： 1名ですね。入っていただいてよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。
（一同同意）

では入って頂いて下さい。

では、議事録作成の署名人についてですが、署名委員に道上委員、そしてもう1名はどなたでしたでしょうか。

事務局： 石川委員です。

渡辺委員長： 石川委員ですね。よろしいですか。お願いできますでしょうか。
（石川委員、了承。）

では、よろしくお願い致します。

それでは本日の議事に入っていきたいと思いますが、まず、施設整備の基本方針、整備用地の選定方法、事業方式について本日用意して頂いております。

施設整備の基本方針につきましては本日をもちまして決定としたいと思っております。

それから、整備用地の選定方法、事業方式につきましては本日と次回で話し合っ
て検討方針を決めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

では、最初にまず一つ目、基本方針を議題としたいと思います。

第4回それから第6回について検討した結果についてまとめて清書して頂いたものが事務局から提出されています。

資料1を事務局からご説明頂きます。

2 施設整備の基本方針について

事務局： 資料1の説明

渡辺委員長： はい。有難うございます。

今日で3回目になりますので皆さんも記憶にあるかと思いますが、ザッと全体を通してご意見がありましたら、これで良いだろうか、あるいは少しここを修正した方が良いかというのが、もしありましたらおっしゃってください。

井上委員： 直接は関係ないのですが、民間の回収業者があるのは、合法なのでしょうか。

事務局： 一般に廃棄物処理法、法律の上では、廃棄物を扱うには許可を必要とします。よく「家電製品などを集めます」と言って回っているのは違法になります。基本的には許可が要ります。ただし「専ら物」と呼ばれるものですが、缶とかびんとか紙・布とか専ら資源になるような物については許可なくできることになっております。

渡辺委員長： その話を出されたのは何か目に余るものがあるのですか。

井上委員： うちの町会では、子ども会などでびんとか缶とか新聞紙とかを自主的に集めているのですが、そういったものを、市の回収ではなく、本当にああいったところに出して大丈夫なのかと思ひまして。

事務局： 市のほうでもなるべくごみを減量するという目的もありまして、集団回収奨励金制度を設けています。子ども会や自治会に登録して頂いて、今言われたような業者さんに回収して貰ったら、その重さあたり、今市では3円を交付させて頂いて、自治会や子ども会の活動に使って下さいということでもらせて頂いています。市としてもそちらの方は進めていく方向にありますので、ぜひともやって頂きたいと思っております。

市としても全てそれを回収するというのもやはり限界があります。ですから交付金という形で自治会や子ども会活動にも活用して頂く目的で、なおかつ資源化を図っていくシステムということで民間事業者を活用してそういった集団回収奨励の取組をしているというのが現状です。

井上委員： 特に市の方で、この業者は大丈夫というような基準を作られたりとかはしてないですね。

事務局： そこまでは今はしてないです。

井上委員： 途中で有用な物だけ取ってどこかへ行ってしまうのではないかという危惧しているんですけども。

事務局： 今市内に集団回収の登録をして頂いているのが350団体くらいあるのですが、そのうちの7割8割くらいは市内の古紙回収業者さんで、組合も作られてしっかりやられているところが今やって頂いておりますので、その辺はご信頼いただいても大丈夫ではないかと思います。
勝手に取っていく業者がいますので、それは注意を払っていますが、それ以外の、システムの中に位置付けられた業者につきましては積極的に活用したいと思っております。

井上委員： わかりました。

田中委員： ちょっとよろしいですか。方針3のところ「耐久性を備え、災害時にも継続して処理を行うことができる施設」それから「災害時のエネルギー供給や避難所等の機能の導入」とありますが、この「災害時」というのはどういう想定をしているのですか。

事務局： 確定ではないですが、発電をしていますので、災害があった時に当該施設を避難所として位置づけし、電気が使用できるような施設、阪神大震災の時でも電気がなかなか復旧しなかったのが、この場合は電気の復旧は早かったのですが、そういう所にも送れるような施設を考えていきたいと思っています。

田中委員： ごみを燃やす時のエネルギーで発電していると思いますが、ごみの量が減ってきているような状態でエネルギーの供給はできるのでしょうか。

事務局： 現在、今の施設では800kWから925kWに発電容量を大きくしたのですが、現在新しく建てる施設ではもっと大きな発電機を設置することができます。何千kWになりますので、所内だけで使えるエネルギー以上のエネルギーを売電することになるとと思いますが、そう考えますと外に回すことは可能だと考えています。

田中委員： あくまでもごみのエネルギーで考えていると思うのですが、ごみがだんだん減ってきている状態で、果たして発電ができるのかという疑問があります。

渡辺委員長： 最近減ってないのですよ。

田中委員： 減ってないのですか。でも、データを見るとやはり分別しているので、燃えるごみに関しては減ってきていますよね。

事務局： 将来的には人口も減っていきますので、ごみ量が減っていくのは間違いないとは思いますが、それも見据えて発電、今の施設で925kWなのですが、だいたい関西電力と売ったり買ったりで相殺するくらいになりますので、それ以上の発電機を設置していこうと思っていますので、それであれば余力も十分出てくると思います。
それだけではなくて、創エネルギー、太陽光発電などもすれば当然プラスαになるかと思えます。

田中委員： それからこの「耐久性を備え」とありますが、耐久性の場合、新しい炉に関してもメンテナンスがあるわけですよね。

事務局： それはそうです。

田中委員： 毎年？

事務局： はい。

田中委員： 今回の炉と同じように繰り返し繰り返し、新しい炉でもやっていくという事ですね。それからこの「避難所」は街中なら避難所になるかもしれませんが、郊外にできた時に避難所にするのは難しいのではないですか。

事務局： その辺りは「等」に意味しているところでもあるのですが、どこになるか決まらなないと具体的な話までは行かないかと思えます。考え方の中では、そういうことにも使えるようにということで「等」を入れさせて頂いております。

田中委員： そういう考え方ですか。わかりました。

井上委員： 耐久性の問題で、建物の耐久性と設備の耐久性がありますよね。建物は普通のマンションでも100年マンションだとか色々公に言われているのですが、この耐久性というのは建物だと何年くらい持つのですか。

今36年目で建て替えるとしているわけですが、結構雨漏りなどしてますよね。そういったものは途中でどういったメンテナンスをやっていくのでしょうか。耐久性といっても、どのくらいの年数持たせるものなのですか。

事務局： 建屋とプラント設備と分けて考えているのですが、建屋ですと一般的に公共建築物は60年から65年をだいたい一つの目安としてメンテナンスをしていくのが今の考え方です。

今おっしゃられた様に65年何もしないという訳ではなく、やはり防水など何十年に1回やり替えないといけない部分や、建築設備的な配管ですとか空調機器などはもっと短い周期で更新していくことは必要だと思います。

渡辺委員長： 最近の焼却施設はやはり金属物なのですが、それは30年くらい持ちます。もう少し持つと思いますが…。建物は70年～80年持つものが出来ているので、中を入れ替えができるように天井が開くように作るという話が最近が増えていきます。ですから、建物を壊さないと中が取り出せない、中はかなりボロボロだけれども建物はしっかりしているというようなことが今起こってきています。中をごそっと入れ替えできるように最初からそういう設計をするというのを最近聞くことがあります。

建物自体、鉄筋コンクリートの建物は日本で歴史的には100年くらいでしょうか、丁度武道館が50年なんです。これからまた次も使うと言っていますし、ですからそれくらいは丁寧に使えば持つものなのですが、焼却施設の金属物というのは腐食もしていきますし、ある程度経ったらごそっと替える方が良くだろうと考えられています。ですから、耐久性ということになりますと、今事務局からも話があった中のプラント設備と建物と少し分けて考えることもあり得るかと思います。コンサルさんはもう少し詳しいですね。他の事例もご存じですから。

事務局： そうですね。上から下から取り出して交換できるように設計するというのは最近よくあります。前回の委員会でも確か「スーパーヒーターを取り出して交換できるような設計にしたい」という意見がありましたが、その辺りは方針4に「改修を踏まえて経済性にできるように」という文を入れています。

田中委員： ライフサイクルコストというのがそうなのですね。

事務局： そうですね。20年で使い終わるのではなくて、40年間、50年間使えるようにということです。

安田委員： プラントの設置スペースと言いますか、ゆったりしていたら、ドライエリアみ

たいなものです。そこから搬出搬入するとか、敷地面積の中で色々なことができるようになりますよね。そういったことを設計される時に考えられるとよいと思います。

渡辺委員長： 昔はそんなことまで考えてなかったのですけどね。

安田委員： 焼却炉は別だと思いますが、大きな物、ポンプとかファンとか取り替えるというのは頻繁にあると思います。

渡辺委員長： 大阪市営地下鉄のトランスは建物の地下にあるのですが、物凄く大きくてPCBが入っているので、止めてPCBを抜いて壊さないといけないのですが、建物から出そうと思うと建物を壊さないといけないのでどうにもならないと言われたことがありました。

田中委員： そこまで考えてなかったのですね。

安田委員： 電気設備は地下なんかにはしない方が良いでしょうね。基本的にね。

渡辺委員長： 福島第一原発の非難された非常用発電機が地下にあったというのは、昔は常識中の常識だったのです。

渡辺委員長： 基本方針につきまして、いかがでしょう。特に今、修正意見は出ていないように思うのですが。

(一同、了承。)

では、ひとまずは決定ということでご了承願いたいと思います。

社会情勢が変わるとかになってきましたら、この文章を修正することもあるかもしれませんが、ひとまずは今の状況では、これで進めていけばよいと思います。どうも有難うございます。

では次の整備用地の選定方法、これにつきまして、これは今日初めて出てくる議題であるということと、本日および次回で検討を行いたいということですので、まず今日は説明を聞いて、あらかたの説明から入りたいと思います。

ではよろしくお願い致します。

③ 整備用地の選定方法について

事務局： 資料-2のP.1~2の説明

渡辺委員長： 一度①②③の方法について、ここで確認しましょうか。事務局からは②につい

て少し詳しい説明を用意しているということですね。途中で遮りましてすみません。方法について3つほど説明がありまして、②、すなわちふるいにかけて絞っていく方法について他の事例等も併せて説明を用意して頂いておりますが、今日は理解を深めるという目的もありますので。

①②③、①というのはあらかじめ最初から名前がいくつか上がっていて比較するという方法。③は誰か土地を売ってくれませんかということで公募をかける方法であります。それぞれのメリットデメリットについて整理頂いております。そして、大事なことだと思うのですが、2 ページ目の一番最後のところに書いてありますように、本年度で土地を決めるということではなく、いわゆる方法について審議しまして、実際に最終決定は行政が決めるという事になります。これは重要なことでありまして、こういった市民が参加する委員会でどこか場所を決めるという事は、その土地の関係の方が必ずおられまして、「誰が決めたんだ。あんたそこにいたじゃないか。」ということで揉め事の種になります。ですので、最終的な決定は行政、すなわち市長が決めるというのが筋だと思いました。

それは市長が「委員会で揉んでください」とか、そういう無責任な発言だけはしないようにと、それだけは強く申し上げたいと思います。

では皆さん、どんどん自由に発言して頂きたいと思います。

田中委員： ①行政が複数の候補地を抽出し、委員会で比較検討を行うと書いてありますが、この複数の候補地というのはすでに挙がっているのですか。

事務局： 具体的には何も決まっています。

田中委員： では、これはどういう方法で議論を進めていくのですか。

事務局： 今の工場が最初に建て替えを行った時は、行政側である程度絞り込みをして行政の中で1つに絞って、「ここに決まりましたので、地元の方、ご同意をお願いします」という方法をしたのが、ここを建てた 23 年前のやり方でした。今はそういう方法はなかなかできないだろうということで、こういう嫌悪施設とも呼ばれる施設ですので、市民の皆様のご意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

3つお示しさせて頂いたもののうち、「ある程度行政である程度候補地をピックアップしてきますので、その中でどれが良いかを決めてください」というのが①です。我々としては今、具体的な候補地を持っているわけではありません。考え方の中で、こういう考え方も1つあるのではないかとということです。

②は地域全部を候補地として、その中でどんどん絞り込んでいって、基本方針に則ったり色んな条件で絞り込んでいくという方法です。

③は、なかなか宝塚市ではどうかと思いますが、来てほしいという所があれば手を挙げてほしいという方法、こういったものが考えられると思ってお示しさせて頂きました。

渡辺委員長： ①の場合は、市が既に土地をいくつか分散して持っていて、他に用途が無くてあるいは相当広い土地がある。例えば昔、市の何とか局のソフトボール場だったところがある場合など、そういうのがあると候補地に挙がったりするのです。そんなケースですね。

田中委員： ここができた時には、この近辺の住民や自治会がクリーンセンターと協議しまして、色んな取り決めを決めて、我々としても渋々それに同意をしたような感じなんです。それから20何年経ってきましたから、候補地というのはたぶんまだないと思いますが、どういうふうに議論していくのかと私は思ったのです。
それから、市内全域で適当な土地があれば考えが変わるんですが、なかなか市内全域となるとどうしても山手にいくということになるのではないのでしょうか。この前自治会の話の中で出たのですが、ごみ処理施設の件に関しても、かなり関心を持っておられる方がいらっしゃいました。私が委員になっていることは知らないのですが、どの程度進んでいるか、候補地はどこになるのかという話になりまして、確か、今は使っていない採石場がありましたよね。

事務局： はい。

田中委員： 「あの辺りも候補地になるのだろうか?」「今は全然使っていない。」と言われたことがあるのですがね。

事務局： それは全く未定ですね。

渡辺委員長： そこ宝塚市なんですか。

田中委員： 宝塚市です。

事務局： 大阪碎石の跡地です。

中谷委員： 西谷の入り口です。素人的には、あそこかなって推測しますよね。

田中委員： そうですか。かなり関心を持っておられます。西谷に行くのだろうかとかいうような色んな話が出ました。今回の進め方としては、色々事務局の方から何件

か、この次の会議などで整備用地の候補が出るのですか。

事務局： いえ、具体的にそういう候補地はまだありません。

田中委員： ただ、用地選定の方法としてこの3つのうちどれでやりますかという事ですね。

事務局： 我々としては今この3つをお示しさせて頂きましたが、それ以外でももっと良い方法があれば、またご提案頂けたらと思います。

緋本委員： 例えば②で、まずふるいにかける。

1ページ目の①の客観性の例えば（エ）とか②の合理性の（イ）などを充足させるような土地を選んだ上で希望はありませんかというような、それをオープンにして応募を募るといったような方法もあるのでしょうか。

事務局： それは有りだと思います。

それが良い方法であるということであれば、それも有りだと思います。

緋本委員： それであれば、市民にとっても候補地を選んだ方法も分かりますし、もし決まった時も、その中で希望があったということであれば納得がいくのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

中谷委員： ②の方法で詳しく説明があるという事は、そういう方向に進めようかという感じがありますね。②の方法は私も関心があって、宝塚市の大型スペース、空いているところを調べようとしたのですが、なかなかクリーンセンターを設立するスペースはそんなに沢山はないですね。

そうすると、②を進めるということであれば、複数のスペースを確保できる可能性が無ければ②を進めてもどこかで転びそうですし、それから、今話が少し出ましたが、ある程度話をオープンにして何かしようかとした時に閉じられないようなオープンの仕方をするの大変ですよ。公募しましょうとって公募したらゼロだった…とかね。

ですから、ある程度こういうふうな形で進めようという段階では、②でしたら複数の用地がある程度あることが前提ですよ。

それから、今意見が出ましたような、もう少しミックスしたような考え方で行くとすれば、一般からの応募があるという前提でないと、オープンにしてから全然応募がなければ、風呂敷広げただけで中身が無かった、あるいは話が出てこなかったという事になると、また一から検討し直すという話になります。

ですから、今おっしゃったように、前の話の筋道が我々にはつかめないというのが現段階です。もう少し何か考えか何かを提示して頂かないと議論になり

くないのではないかと思います。

事務局：

我々としてはこの3つの手法ということで、①②③と提示させて頂き、こういう考え方もあるのではないかとということなのですが、思いとしましては、やはり今説明の中でもありましたように、②のやり方が最近の主流かと我々は思っております。

ただ、東京などでもあるのですが、②のやり方をしているのですが、そこありきみたいな形のところもあるのも確かです。

ここ以外誰が考えても無理ではないかというようなところもあって、ただ、「法的に除外するとここが無くなります。こういう条件だとここが無くなり、あと残っているのはこの地域の中ではこの辺りよこの辺りしかない。こういう施設の適地となるとこういうところになるのではこのいくつかから選んでいきましょう。」というのが②になります。

ただ、おっしゃられたように市街地の中で、今ここが約2.8ヘクタールあるのですが、これぐらいの土地が空いているところがあるのかと言われると、なかなか今は無いのが実情だと思います。

こういう施設はどうしても必要だという事は皆さんご理解頂けるのです。でも家のまわりにはちょっとね…というところがある施設ですので、どこかに決めるとしてもその選定の過程をなるべく透明にして皆さんにお示しして、「こういう考え方の中でここまで来ました。だから、決まったところについては、恐れ入りますがご理解いただけますでしょうか。」というように持っていけたらと我々としては思っております。

そのためには、今までのように市が勝手に決めて「ここに作るから同意してよ」というようなやり方ではなかなかそれはご理解頂けないだろうなと思っております。

ここにありますように、選定のプロセスはなるべく透明で分かるようにして、それでもスムーズにいくかどうかはまた次の話だとは思いますが、そういう形で進めていかざるをえないかと思い、今日こういう形でお示しさせて頂いたということです。

道上委員：

立地規制とか色々ある中で、やはり国崎は自然の中ですごく良いんだけど遠いな…というところで、市民はところが、あそこに行って色々勉強もしたいし、色んなことしたいのだけれども、立地条件というのは凄く難しいと思います。

「遠いので」とか「車でもかかるので」とか色々な声があります。

その辺は、市民に問いかける前に、やはり立地条件と言いますか、本当に私は良い場所だと思うのですが、市民が「遠いから」と言うのではなくて、市民が学習にも行ける場所であって、それと緑もある立地条件のもとでとなると、そこは緑のあれがあるから使えないとか、色んな条件がある中で市民としての希

望をどこで折り合いをつけていくのかというのが難しいと思います。

それらの条件の中でいくつかの場所の選定をしなければいけないのですが、私の個人的希望としては市民もその場所に行き易くて、もちろん学習もできて、広い敷地であって、環境にも考慮できるような場所の選定をずっと考えています。

国崎に行かせて頂いて、良い場所だと思いつつも、市民の方が「遠すぎるから行ってみたいけれど行けない」というようなことになる、せっかく市民に親しまれる施設というのを基本方針の中に入れていたのに、遠のいていくなとよく考えます。その辺の市民の立場の意見というのは凄く大事になってくると思います。

私の友人なんかにクリーンセンターの検討委員をしているという話をすると、「今の場所では駄目なの？」というのが第一に返ってくるんですね。ですから、ここは非常に市民としては良い場所と受け取っているようなのですが、その辺をもって、もう一度場所選定を考えていかなければならないと思います。これからみんなで検討していくのですが、その何カ所かの選定の中の一つとしてやはり市民が集いやすくまた緑が多い場所というのを考えていきたいと思っています。今はここという具体的な場所は上げることはできないのですが。

渡辺委員長： ②について説明を用意して頂いておりますので、②の説明に入って頂いてよろしいでしょうか。
ではお願いします。

事務局： 資料-2のP.3~5の説明

渡辺委員長： はい、ありがとうございます。
3ページ目に大まかなフローがあって、一次選定で法的なバックグラウンド、用地が何々用地と決まっているものや何とか区域とか決まっているものを除外していく。
二次選定では、地質とか周囲の道路とか。
三次選定については、図の中には「評価」という言葉が目につくのですが、これは点数付をするのが一般的なのですか。

事務局： そうですね、数値に換算することもございますし、〇×で付ける定性的な比較と言いますか、必ずしも数値で評価するというのではなくて◎、○、△、×くらいで定性的な評価をする場合もございます。

渡辺委員長： そうですか。いかがでしょうか。

安田委員： 一次選定のところで処理方式で規模も決まってくる。それによって敷地面積も決まってくると思いますが、例えば焼却関係とそれ以外の資源ごみの処理と分けるとか。まあそれは一緒にある方が良いでしょうが、管理上はね。場合によっては分けても良いと思うのですが。大きな敷地が得られれば良いのですが、2ヘクタールですか、3ヘクタールほどの大きな敷地なかなか無いと思いますので。それと今の焼却施設も修理して利用できるかもしれない。もし考えられたら焼却設備だけは例えばここで、資源ごみだけは離れた敷地に、ということも考えられないかなと思いました。これは第一次選定の時に検討しなければいけないことかもしれません。

事務局： 先ほど中谷委員がおっしゃったように、ふるいを絞っていった時に1つも候補地が見つからなかったという場合、そのふるいを見直して、例えば今までは粗大と焼却を同じ場所にして検討していたけれども分けて検討してみようかというフィードバックをかけて、最終的に何方所か絞り込まれるように何回か見直すことになると思います。実際に、別の事例で焼却とリサイクルを分けて建設された事例も確かにございます。

中谷委員： 話が飛ぶのですが、話が外れるかもしれませんが、宝塚市内で実際に候補地はいくらかあると思いますが、その候補地が隣の市と隣接しているような場所で、比較的良好候補地があった場合、実際に市だけでいくと色々な物流のマイナス面が発生する可能性がありますね、市の端の方になりますから。その時に隣の市と複合体でするというようなことは無いですか。そんな話が以前にちょっとありましたが今は無いのですか。ゼロですか。その可能性は無いのですか。

事務局： ゼロではないですね。兵庫県で広域化計画というのを持っています。今の計画の中では宝塚市は単独市ということで、宝塚市だけであるという形になっていますが、今、この見直しをかけています。もともとこの広域化計画というのは、ダイオキシン類の問題が出た時に、やはり小さな施設ではダイオキシンが出やすいので、100t以上の施設がよいということで、広域化していきましょうという計画です。今は、東日本大震災があってから、やはり大きな施設で、災害にもある程度余力を持った施設という中で広域化見直しというのもまた出ていまして、県でもこれをやっていくということになります。これは、難しいのはやはり費用とタイミングです。例えば宝塚市の場合ですと、川西市とは、国崎クリーンセンターができてまだ新しいので、一緒に…というのはなかなか、やはりすごいお金がかかるわけですから、その辺タイミングも

ありまして広域化というのはマッチングが上手くいかないと難しいところがありますが、ゼロではないです。

中谷委員： 限られますよね、三田市とか西宮市とかね。

事務局： やはり隣接してないと難しいですね。飛び地というのは難しいです。

渡辺委員長： それでうまくいけばいいんですけどね。例えば、堺泉北、あれは堺市の端にあるのですけれど、市の側は広い空地というか農地なんですけど、隣接市はすぐ側に住宅がいっぱいあって猛反対するのですが、「うちの市は関係ないから」と言って作っているという、ちょっとすごいところなのです。一度見学に行ってみてびっくりしまして、「反対はなかったの？」と聞くと、「あったけれども市が違うので関係ない」と。

中谷委員： 東京都内の例で、なかなか二つの区の話合いが上手く行ってやったという例がありました。ネットの中で。

渡辺委員長： 東京は歴史が違うのですよね。渋谷駅のすぐ側に高い煙突建っていますからね。結局作ったけどごみが足りなくて、最初の頃は問題になっていたというのはありましたけれど、渋谷駅のすぐ側に作るのを区民は認める訳ですよ、当然必要だろうということ。

東京の場合、杉並ごみ清掃、杉並区がごみ清掃の会社をやっているのです。江東区もやっています。ただ、山手線の内側には1つもないです。外側には本当にびっしりあります。東京都が経済的に余裕があるということもあって、施設は大変余裕があるのです。

私がなぜこんなに詳しいのかと言いますと、私自身中学高校時代に東京で過ごしました。住んでいた所のすぐそばにも目黒清掃工場があって、あそこは電気集じん器なのに物凄く集じん率が高いのです。一般に世間で出している数字がとても低いのでどうなっているのかということで、あれを作ったのはNKKで、現在のJFEなのですが、大学の先輩がおりまして、あれはどうなっているのか聞いたら、「うちのは大きいからだ」と、要は東京都はお金をかけられるので大きいものを作っているのです。それであれだけの性能を出しているのです。だからそういう歴史が違いますので。

大阪市では、同じ頃に作ったのが鶴見清掃工場です。あれはばいじんの規制がここまでだからこれくらいで良いだろうということで、結構集じん器が小さかったのですよ。私も昔は大阪市役所にいましたので、何回も排ガスサンプルリングに行ったのですが、あまり綺麗ではなかったです。それで不思議だったのですが。

ですから、この関西では大阪市がスタンダードだということがあったので、やはり条件の悪いところがまだ周りにいくつかあるのです。そういうことがまだ尾を引いているので、余計に「出て行け」と言うところがあるのです。これはやむを得ないところです。

東京を見習えというのは関西の人にとっては非常に屈辱なのですよね。でも、あれは確かに凄いと云いますか、見習わないといけないと私は思っています。

中谷委員： 東京の排水溝もすごいですよね。地下を走らせてね。ああいうのを知らない人は相当数いると思います。

渡辺委員長： それもこれも、税収が相当違うのですよ。

中谷委員： 都会とこういう地方とは、宝塚市あたりとは比較できないですよ。

田中委員： 委員長は舞洲の処理場は行かれたことがあるのですか。

渡辺委員長： はい。よく知っています。

田中委員： あそこは一番素晴らしいものが出来ましたね。

渡辺委員長： 一番じゃないですよ、国崎のほうが上です。

田中委員： そうなんですか。舞洲はあの量で、あれだけああいうふうに行けるのは素晴らしい。やはり埋立地で土地に余裕があるのであれだけの物ができるのかと、一度見学に行った時思いました。

渡辺委員長： コスト高すぎですよ。

田中委員： コスト高かったですね。

渡辺委員長： 600 億円ですからね。

田中委員： そうですね。すごく高かったですね。

渡辺委員長： 東淀工場は 200 億円ですからね。

中谷委員： しかしいずれ、長い未来は埋め立てた舞洲とか神戸の埋め立て地とか、そちらの方に施設が移動することは、専門家の世界でも考えられるのですか。

渡辺委員長： いえ、場所によるのですが、先程少し事務局が言いましたが、特別高圧の電線があるところと無いところでは全然違うのです。海沿いはあるのです。臨海地域というのは特別高圧の鉄塔が来てますから、発電をどんどんしてもすぐに電気は売れていくのですが、それがなくて発電というのは実際のところは…。やはり、ですから国崎はどうなっているのですか。4000kW くらいあるのですよね。

事務局： 国崎は発電 5000kW だったと思います。

渡辺委員長： 5000kW か。そのために電線引いたのですかね。

事務局： ちょっとそこまでは聞かなかったですね。

中谷委員： 神戸のポートアイランドの奥に行くと、素人的には、腐るほど広い土地があるように見えますよね。

渡辺委員長： あります。理研のもっと向こうですよ。

中谷委員： 信じられないくらいの土地があります。

事務局： ごみというのはどうしても行政区域内というのがあるので、神戸市さんにくら土地があっても、「宝塚市にあそこを使わせて下さい」とは言えない。

中谷委員： 長い将来、市や県やそういったものを超えたようなことにしないと。

事務局： そうして頂けると我々も本当に良いのにとおもいますが。

中谷委員： 地域では、どうしても「私の所をお願いします」という話にならないテーマですよ。

事務局： 先の話にもありましたように、焼却施設と資源化施設がバラバラになるということがあります。東京なんかでも合併されて一つの大きな市にはなったのですが、「なぜウチに来るのか」という話があって、結局はそしたら痛み分けということで焼却炉はここ資源化施設はこっちということで落ち着かれているところもあります。さまざまな経過が各市さん色々あると思います。

中谷委員： 資源ごみの流れるプロセスが最初から収集ごみと分かれていれば、物流的には

別の所に配送するのはそんなにマイナス効率は大きくないと思いますが、やはり収集した中に資源ごみがあると、せっかく収集したのにまたそこから転送するというような無駄がでますよね。この比率がどれくらいあるのかですよね。

事務局： 我々のところもそうなのですが、どういうふうに資源ごみを分別してもどうしても最後残渣という形で燃やすごみが出ます。100%の分別というのは人間がやっている以上はなかなかできないので、そこでも残渣が出てきますので、残渣は最後は焼却炉に持っていくということは、どうしても出てくると思います。

田中委員： 宝塚市の場合、宝塚市単独ですし、ごみの量だってそんなにべらぼうには無いですから、施設を3つも4つも作るにしても、敷地だって建屋だって設備だって全部無駄ですよ。

これはもう、とんでもない金額になりますよ。それを考えるとバラバラというのは納得できないですね。やはり複合施設を作っていくという考え方でないと宝塚市の場合は絶対無駄ですよ。

人口が少しずつ減っていくでしょうから、よっぽどの人口増加が無いと税収だって減っていくでしょう。やはり複合施設で考えた方が私は良いと思います。

中谷委員： 2カ所にしたら、いくら設備良くしても、1カ所よりも配送・物流でコストが絶対かかる。

田中委員： 運搬する車の数も燃費も人員もそれ相応にかかってくるのですから、それはできないですよ。

渡辺委員長： 神戸のポートアイランドの先の辺りに今大きいのを作っているのですよ。あれを作るのに落合クリーンセンターという、丁度名谷とかあの辺りでしょうか、昔30年か40年前に作ったもので、住宅地の真ん中であつたのですが、それを止めるのですね。一方で西クリーンセンターというもう少し奥の方にかなり立派なものがあるのです。ですから、落合クリーンセンターを止めて西クリーンセンターを残しておいて、名谷あたりの古いものを潰してポートアイランドに持ってくるということをするみたいです。

中谷委員： 大方出来上がりつつあるのですか。

渡辺委員長： 今工事中です。

中谷委員： 完成はまだ少し先ですか。

渡辺委員長： まだ先です。

渡辺委員長： 結論は簡単に出ないと思いますが、私の経験を話したいと思います。具体的な地名が出てきてその関係者が同席する会議というのは、お互いの関係が悪くなりますから、あまりするものではないと感じております。この場で、どこまで選定するかですが、私、最初にフローチャートの三次選定で点数付けるのかと質問したのはそれが理由でして、点数付までやってしまうとどこが1番どこが2番ということにまで、お互いが各地域の人が集まっているところで「あなたが選ばれました」という事になりますので非常にやりにくい。ですから、点数付のところまでするかどうかも少し考えて、あまりオープンでやらない方が良いかなと思います。オープンでやるのは最初の方広くやって、途中からは、あとは水面下で進めるくらいの方が上手くまとまるだろうと感じております。その地域の歴史とか住民構成とかにもよります。この話は次回も用意されるのですね。

事務局： はい。

渡辺委員長： では3つ目に行きましょうか。PFI的な方法ということですかね。ではご説明をよろしくお願いします。

4 事業方式について

事務局： 資料-3の説明

渡辺委員長： アルファベットがたくさんあって、似たアルファベットが逆になったり、困るんですねこれは。もともとPFIは英国の当時のサッチャー首相が、確か、最初に言い出したのではないのでしょうか。国の公務員の体質が非常に高コストであるということで、サービスを国民が買うのだということで、公務員に対して切り込んだというのがこの始まりです。だから、Private Finance Initiative という言葉になりっています。

それと、あと、ごみ処理についてPFIもしくはPFI的な方法というものがよく話に出るのですが、その理由の大きなものの一つに、2~30年に1回しか作らないものだということがあります。小さな自治体だと、本当に職員がやろうと思っても経験が無いので一体何をどうしたら良いか分からないのです。それなら、経験が豊富なところにやってもらった方が間違いがないだろうということがあります。

この辺ですと、神戸市や大阪市だと10年に1度くらい建設していますし、大

阪市は一時期頻繁に建設していましたが、そういうところでは無い自治体ではあまり経験がないものですから、自分の行っている契約がこれで良いのかどうか分からないと心配になったりということもあります。
現在は、長期包括、短期運転委託のどちらになりますか。

事務局： 現在は短期になります。

渡辺委員長： 短期ですか。そういう状態から民間での比率を高めたらどうかというお考えだと思います。これは今、市民に聞いて、あれこれ市民がコメントする問題ではないかもしれませんが、どうぞご発言頂きたいと思います。

井上委員： 具体的にはどんな会社が引き受けられているのですか。

事務局： DBO で言いますと、近くで言いますと豊中伊丹の隣の市のリサイクルプラザ、粗大ごみとか資源化する施設が DBO で、JFE というプラントメーカーがされています。
あと、西宮市の東部清掃工場というのがつい最近できまして、そこも JFE が DBO 方式でされています。
最近では DBO 方式が多くて、PFI をされる場所というのはプラントメーカーが中心になって JV を組まれて、目的会社というのを1つ作って、そこが運営をしていくというのが多いです。

井上委員： プラントも納入できるという、そっちの方がむしろメインになるのですか。

事務局： 今も委員長からお話があったように、プラントが何 10 年に1回の工事なのでそんなに色んなところがやっていないというのが、まずあると思います。調査研究もしながら開発するコストもなかなか回収できないので、建てた時に一度に回収するので凄く費用になるというのも1つあると思います。そういうところでないと、どこでもできますよという様なものではないと思います。

渡辺委員長： 難しい問題でして、DBO でも PFI でもそうですが、運転管理をする時の公害発生モニタリングなどは行政がしないといけません。それを十分にやれる能力が行政にあるのかというところが、そこが意外と盲点でありまして。
もともとは、産業界のばい塵発生施設というようなものは規制されるべき対象ということで、一般廃棄物焼却施設とは法律の中での取り扱いが少し違うのです。一般廃棄物焼却施設については規制されるものもありますが、規制対象でないものもあります。法が有ろうが無かろうが、それをどれくらい自治体が監視できるかどうかというのは難しいところです。

私もびっくりしたのですが、水質汚濁防止法でいうところの、最終処分場は特定施設に入らないのですよね。水質汚濁防止法でいうところの特定施設というのは、その施設から出されるものについて規制をかけますというもので、その特定施設は法律上で厨房施設とか病院とかいくつかある中で、最終処分場からは汚いものは出ないのだという、最初からそういう扱いになっているのです。大気汚染防止法の場合でも、廃棄物焼却炉については甘々ですよね。ですからそこをどうするかということも、今日話をしているのはもちろんお金の話だけですけれども、今後行政側が「費用負担が困るから DBO にしたい」など、そういうことを言うところがこれから増えるんですが、住民としては公害問題について今までと同じなのかどうかを少し注意しないといけないです。お金の話をしますと安い方が良いという話になるのですが、そういう簡単なものでは無いです。

渡辺委員長： どちらかと言うと今日は用地選定の話の方が重たい話だと思うのですが、PFI方式、PFI 的な方式について何かご意見頂くことがありましたらいくつかお受けしたいと思います。

田中委員： 私等は初めて聞く名前です、こういう色々なやり方があるということはこの前国崎に行って初めて知ったのですが、そういう考え方も確かにこれから将来はあるのではないかと、正直、私たちも考えました。結局、国なり地方自治体なりが何でも民間に任せて、何か問題が起こった時はその尻拭いを誰がするのかという、責任の取り方とかね、そういう問題がかなり新聞にもあちこち出ていますから、きちっとそういう体制までとっていいのかどうかと。メリットは確かにわかりますよ、コスト削減とか。でも、設備のことなので全く完全という事はありませんから、もしも大きな問題が出た時に誰が責任を取るのか。管理していた会社に任せるのか。そういったことをきっちりして、こういう方式でやるのであればそこまで市民にちゃんと説明できるようなやり方でないと、私は納得できません。

渡辺委員長： 市民から見たら、公設公営で今より安くやってよというのが理想ですよね。

田中委員： ですから、その辺をきっちりそういう体制なり運営なりをやっていけるような状態に持っていけるのであればね。

事務局： それから、受ける側の企業の方も自分ところがどれだけリスクを負うのかによってそれが費用に返ってきますので、こういうやり方の一つは比率配分と言いますか、どちらがリスクを取っていくのかということです。責任ということで

言えば最終的には市が全てかぶらないといけない立場であると思うのですが、その辺はきちんと初めにしておかないと、問題が発生する原因になると思います。

田中委員： 発電して電気を売るわけですね。売ったお金の管理はどういうふうにするのか、そういったこともあるのですよね。市が何%、管理会社が何%というふうに。そうでないと運営する方も運営できないですからね。

事務局： やはりやるからには企業側にもメリットがないとやって頂けないと思いますので、その辺はバランス感覚で、頑張ってもらえば企業側も儲かるし市も儲かるという仕組みを上手く作って行って、リスク分担を明確にしながら進めていかないと、今おっしゃったように、民間企業なので儲けだけに走られてあとおざなりにされても困りますよね。そこをきちっと押さえていかないと、こういうふうに民間を使っていくのは怖いことだなと思います。

田中委員： 修理等も毎年あるわけですから、そういう費用の捻出もあるだろし。それを管理会社に押し付けるとなると、前にも一回ありましたけど、ごみの有料化という話、管理会社に全部任せるとそういった話も出る心配があります。

事務局： いずれの方法にしても、丸投げという形にはならないと思いますね。そこにはやはり必ず市も関与して行って、今、委員長がおっしゃったように、公害基準値の計測をするとか、押さえるべき所は市が関与していかないと大変なことになりますので。

高浪委員： 排ガスの分析なども外部に委託されていると思うのですが、例えばPFIにして全て民営化したとして、民営にしたところから再委託という形で排ガスの分析などを依頼するような形になるのでしょうか。例えばPFIという形で全部民間にお願いした場合はそういう可能性もあるのですか。

事務局： そういう外に出て行っているものの確認は事業者側にもしてもらおうのですが、だいたい行政が別の第三者機関に委託をするという方が市民には説明がしやすい。そういう形をとる方が多いと思います。

中谷委員： リスク分担について、自分も勉強したいのですが、どういう契約内容かが全く分からない段階でこういう話になるのですが、一番最初に民間と公共を比較したら民間が安くできるというふうなところから物事がスタートする。これは、ベースメントは何であるか、要は公共の計算方式がどういう時点で計られるのか、従来方式といたら30年50年前の費用計算で動いてきたシステムです

よね。民間は常にまず利益を追求するという考えが当然ありますから、自分の企業にとってプラスになるような計算方式を出してくる。というように、一番最初の初期段階の契約内容をどのようにするのか。

それと、企業は初期段階の問題と何十年というランニングコストの問題もありますから、ランニングコストをどういうふうな設定をするのか。このランニングコストの中にどのようなものが入るのか私も全部は知らないのですが、薬とかそういうものを使う、あるいは人件費や修理代とか色々あるのですが、そういったことを考えた時に、契約で30年とか50年とか長期になった時に、その進捗管理をどこかでチェックポイントを置いて契約の見直しをするとか何かしなかったら、企業側もへたったという話があるかもしれません。

基本的に私は企業人だったのですけれども、まず契約して大きな仕事をして利益を取らないことは、ほとんど無いと思います。それでもし利益が出ないようになると、初期の段階の費用が失敗した、建物で失敗すればランニングコストで回収する。これが民間企業の一般的な仕事の進め方なのですね。そうしたら、何十年という長期の契約をする時に実際にどうゆうポイントでそれを抑えていくのか。こういうところがやはり民間と公共のコスト比較がきちりできるのではないのかと思います。

公共が高くつくというのは、初期の段階ではプロがないとか研修とか色々必要かわからないのですが、公共が高くつくというのはずっと疑問を持っています。金利にしてもひょっとしたら公共が借金するのと民間が借金するのとどうかと言えば、必ずしも公共の方が金利が高いとは私は考えにくいのです。

渡辺委員長： サッチャーのみぞ知る、というところですかね。イギリスは相当ひどかったと思いますよ、マーガレットサッチャー時代は。中谷委員がおっしゃるように、日本で公共がそれほど高く劣悪なのかと、逆にそちらの方が、我々はそうは思っておりませんのでね。

ですから、なぜ日本でPFIのことがこれだけ出るのかというのはあるのですが、これも一つの時代の流れもあったのです。

中谷委員： 一般的に考えるとDBOがなんとなく受け入れやすい感じがします。しかし、こういう長期の大型プラントになると難しいですね。

渡辺委員長： このPFI云々という話は今年度中に取りまとめに入れるのですか。

事務局： 今日お示したように色んな方式がある中で、今度基本計画に発展していく中で実際に具体的に規模が決まってきたりすれば、PFIの可能性調査等をしていって、最終的にどういうやり方をするのかを決めていきたいのですが、今の時点で公営でしかやらないということではなく、こゆうものの中から選んでい

くということを基本方針として余地を持った形で決めて頂けると、具体的に
なった時に最善のものを選ぶのではないかと思います。

渡辺委員長： 実際、現在は短期委託という事ですが、短期とは毎年ですか。

事務局： いえ、今は5年です。

渡辺委員長： 5年ですよ。ですから、長期包括ですとこれは20年になりますか。

事務局： 15年とか20年。

渡辺委員長： それとDBOとどれくらい違いがあるかという、あまりないんじゃないです
か。ありますか。

事務局： DBOと長期包括でいくと、DBOの場合は、建設する時に運営会社の思いが設
計の中に入っているところの違いかと思えます。長期包括ですと、出来た施設
をあとはいかに上手く運転していくかという形になると思えます。「もう少し初
めにここをこうしておいてもらえれば安くできたのに」というようなことが反
映できてないといったようなことが、長期包括になるとありえるというイメ
ージを持っています。

渡辺委員長： そこはどちらが良いか、今後検討していくということですね。

中谷委員： 同じレベルでやればどちらでも同じようなメリットやデメリットが発生するの
ではないかと思うのですが。

渡辺委員長： そうですね。

事務局： 委員長がおっしゃったように、神戸市や大阪市とかのように何年かに1回こ
ういうことをずっとされていて、技術の蓄積のある市町村は、ある程度「こうい
うものはここをこう押さえておかなければいけない」というように、肝のとこ
ろをきちっと押さえられるとあまり差が出てこないのではないかと思います。
自分の所のことを言うのは何ですが、我々のように30年に1回建設したら次
また30年後となると、その辺りの技術の蓄積がどうなのかというところが、
もしかすると差が出てくる場所なのかもしれません。コンサルの力を上手く
活用させてもらって押さえるのかということにかかっていると思えます。

中谷委員： 私は宝塚市の行政の1人1人のレベルは高いと思います。ただ、まとめて総合

力と言いますか、グループ力とか組織力といった部分でやはり何か力を入れると一気に、日本でも宝塚という名前と同じくらい、有名な行政になるのではないかと思います。

渡辺委員長： では、この事業方式についても次回もう少しまとまった形で話を出して、最終的なとりまとめの中に盛り込んでいこうと思います。
よろしいでしょうか。

5 その他

渡辺委員長： では4番目のところ。スケジュールとかはどのようにいたしましょうか。

事務局： 今日の資料-4に今までの経過を踏まえてお示ししております。10月6日の第7回が今日でございます。次回は11月中旬に第8回で、今日見て頂きました用地の決定方法とか事業運営方式の検討方針等をご議論頂きたいと思います。11月中旬にまた日程を調整させて頂きまして、皆さまにはお知らせさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

渡辺委員長： 今日は用地の話が出ましたが、慎重にするべきことだと思います。他所でやはり実際名前が上がってきてからの、特に地域ごとの感情というのは簡単に話題にするものではないというのはよく分かったものですから、それで慎重なことを申し上げた訳です。
他、何かありますか。

事務局： 無いようでしたら、また次回よろしくお願い致します。
議事録については、またまとめまして、今日お願いした委員の方にお送りしますので、署名の方お願い致します。
では、今日は有難うございました。

平成26年(2014年)10月6日

議事録署名人 道上 純子 

議事録署名人 石川 市雄 

議長 渡辺 信久 

